第一条中「連結親法人」を「通算親法人」に、「連結子法人」を「通算子法人」に、「連結法人」を「通算法人」に、「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に改め、「、「連結個別資本金等の額」、「連結個別利益積立金額」、「連結所得」」、「、「連結欠損金額」」、「、「連結中間申告書」、「連結確定申告書」」、「、第十七号の二」及び「、第十八号の三」を削り、「第三十二号」を「第三十一号」に、「第三十六号」を「第三十五号」に改め、「、連結個別資本金等の額」、「、連結個別利益積立金額、連結所得」、「、連結欠損金額」及び「、連結中間申告書、連結確定申告書」を削る。

第八条第一項中「当該法人の当該事業年度前の各事業年度のうちに連結事業年度に該当する事業年度がある場合には、各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最終の連結事業年度（以下この項において「最終連結事業年度」という。）後の各事業年度に限る。」及び「（当該法人の当該事業年度前の各事業年度のうちに連結事業年度に該当する事業年度がある場合には、最終連結事業年度終了の時における連結個別資本金等の額（当該終了の時における資本金の額又は出資金の額を除く。）を加算した金額）」を削り、同項第五号ハ中「又は連結事業年度」及び「又は連結個別資本金等の額」を削り、同項第十五号イ中「又は第八十一条の二十第一項（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）に規定する期間についてこれらの規定」を「に規定する期間（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間。イにおいて同じ。）について同条第一項各号」に改め、「又は連結中間申告書」及び「又は連結確定申告書」を削り、「係るこれらの規定」を「係る同項」に、「第九条第一項第一号又は第六号（利益積立金額）」を「次条第一号及び第六号」に改め、同項第十九号イ中「第九条第一項第一号」を「次条第一号」に改め、同項第二十一号中「又は連結個別資本金等の額」を削る。

第八条の二を削る。

第九条第一項中「当該法人の当該事業年度前の各事業年度のうちに連結事業年度に該当する事業年度がある場合には、各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最終の連結事業年度（以下この項において「最終連結事業年度」という。）後の各事業年度に限る。以下この項」を「以下この条」に改め、「（当該法人の当該事業年度前の各事業年度のうちに連結事業年度に該当する事業年度がある場合には、最終連結事業年度終了の時における連結個別利益積立金額を加算した金額）」を削り、同項第一号中「チまで」を「ヲまで」に、「リからワまで」を「ワからネまで」に改め、同号ホ中「附帯税の負担額又は同条第五項に規定する附帯税の負担額の減少額」を「通算税効果額」に、「及び同条第六項」を「（附帯税の額に係る部分の金額に限る。）及び同条第五項」に改め、同号ワを同号ネとし、同号ヲ中「第六十一条の十三第七項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）」を「第六十一条の十一第七項」に改め、「（同条第一項に規定する譲渡損益調整資産をいう。ヲにおいて同じ。）」を削り、「同条第七項」を「同項」に改め、同号ヲを同号タとし、その次に次のように加える。

レ　法第六十四条の五第三項の規定により所得の金額の計算上益金の額に算入される金額

ソ　法第六十四条の七第六項（欠損金の通算）の規定により所得の金額の計算上益金の額に算入される金額

ツ　第十九条第六項（関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額）の規定により所得の金額の計算上益金の額に算入される金額

第九条第一項第一号ルを同号ヨとし、同号ヌ中「以下この号及び次条第一項第一号に」を「カに」に、「法第三十八条第一項第四号」を「同項第四号」に改め、「。次条第一項第一号において同じ」を削り、「金額並びに」を「金額」に改め、「含む。）として納付することとなる金額」の下に「並びに同条第三項に規定する通算税効果額を支払うこととなる場合のその支払うこととなる金額（附帯税の額に係る部分の金額を除く。）」を加え、同号ヌを同号カとし、同号リを同号ワとし、同号ヲとし、同号トを同号リとし、その次に次のように加える。

ヌ　法第六十四条の五第一項（損益通算）の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入される金額

ル　法第六十四条の八（通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入）の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入される金額

第九条第一項第一号ヘ中「青色申告書を提出した事業年度の」及び「、第五十八条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）」を削り、同号ヘを同号トとし、その次に次のように加える。

チ　法第六十一条の十一第八項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用がある譲渡損益調整資産（同条第一項に規定する譲渡損益調整資産をいう。チ及びタにおいて同じ。）に係る同条第一項に規定する譲渡利益額に相当する金額から同条第八項の規定の適用がある譲渡損益調整資産に係る同条第一項に規定する譲渡損失額に相当する金額を減算した金額

第九条第一項第一号ホの次に次のように加える。

ヘ　法第二十六条第四項に規定する通算税効果額を受け取ることとなる金額（附帯税の額に係る部分の金額を除く。）

第九条第一項第二号中「又は連結事業年度」及び「又は次条第一項第四号」を削り、「第八条第一項第五号（資本金等の額）」を「前条第一項第五号」に改め、同項第三号中「第八条第一項第六号」を「前条第一項第六号」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　通算法人が第百十九条の三第五項に規定する他の通算法人の株式又は出資を有する場合において、当該他の通算法人について同項に規定する通算終了事由が生ずるときの同項に規定する簿価純資産不足額に相当する金額から同項に規定する簿価純資産超過額に相当する金額を減算した金額

第九条第一項第七号中「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に改め、「若しくは法第八十一条の三第一項（個別益金額又は個別損金額）（法第二十五条の二第一項に係る部分に限る。）」及び「（法第八十一条の六第六項（連結事業年度における寄附金の損金不算入）において準用する場合を含む。）」を削り、「法第三十七条第二項若しくは第八十一条の六第二項」を「同条第二項」に改め、同項第九号及び第十号中「第八条第一項第十五号」を「前条第一項第十五号」に改め、同項第十一号中「第八条第一項第十七号」を「前条第一項第十七号」に改め、同項第十二号中「第八条第一項第十八号」を「前条第一項第十八号」に改め、同項第十三号中「第八条第一項第十九号」を「前条第一項第十九号」に改め、同項第十四号中「第八条第一項第二十号」を「前条第一項第二十号」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第九条の二、第九条の三及び第一編第一章の二を削る。

第十四条の十第四項中「第四条の七第九号」を「第四条の三第九号」に改め、同条第六項の表法第五十二条第一項第一号イ（貸倒引当金）の項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同表法第六十七条第一項（特定同族会社の特別税率）の項中「前条第六項第二号」を「前条第五項第二号」に改め、「掲げるもの」の下に「及び同条第六項に規定する大通算法人」を加え、同表法第七十五条の三第二項（電子情報処理組織による申告）の項中「第七十五条の三第二項」を「第七十五条の四第二項」に、「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同表法第八十一条の十三第四項（連結特定同族会社の特別税率）の項及び法第八十一条の二十四の二第二項（電子情報処理組織による申告）の項を削り、同表第七十三条第一項第二号（一般寄附金の損金算入限度額）及び第七十七条の二第一項第二号（特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額）の項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同表第百五十五条の十三第一項（一般寄附金の連結損金算入限度額）及び第百五十五条の十三の二第一項（特定公益増進法人に対する寄附金の連結特別損金算入限度額）の項及び第百五十五条の四十三第四項第三号（連結留保税額の個別帰属額の計算）の項を削り、第一編第二章中同条を第十四条の六とする。